

中山間地域の生活機能維持・確保支援（ガソリンスタンド存続のための改修費支援）補助金
交付要綱

制 定：令和5年4月17日付け中離振第272号

改 正：令和6年3月22日付け中離振第241号

（趣旨）

第1条 中山間地域の生活機能維持・確保支援（ガソリンスタンド存続のための改修費支援）補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 本補助金は、中山間地域（島根県中山間地域活性化基本条例（平成11年島根県条例第24号）第2条に定める地域をいう。以下同じ。）において、住民生活や産業に欠かせない役割を担うガソリンスタンドを存続させ、生活機能の維持・確保を図ることを目的に、市町村が実施又は支援するガソリンスタンドの改修経費等について、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助の対象等）

第3条 補助金による交付の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）、工事種類、支援対象施設、補助率、補助限度額、補助対象経費については、別表のとおりとし、補助額の算定に当たり千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（事業実施主体等）

第4条 補助対象事業の事業実施主体は、市町村とする。

2 事業実施者は、市町村、揮発油販売業者又は支援対象施設の所有者とする。

3 事業実施主体は、事業実施者に対して、本要綱に定めるところに従い補助金を交付する。ただし、事業実施者が市町村である場合を除く。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする市町村は、補助対象事業の開始日までに、交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 別表に掲げる補助対象事業が、経済産業省資源エネルギー庁が実施する補助事業（以下、「国庫補助事業」という）の対象で、事業実施者が当該国庫補助事業の申請資格を有する場合には、当該国庫補助事業へ申請することを本事業の申請要件とする。ただし、当該国庫補助事業の採択・不採択は問わない。

3 第1項の申請書を提出するに当たって、当該補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭

和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第6条 知事は、前条に規定する申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第2号)により市町村に通知するものとする。

2 知事は、適正な交付を行うため必要と認める場合は、補助金の交付申請に係る事項について、条件を付して交付決定をすることができるものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第7条の規定により申請の取り下げをしようとするときは、交付申請取下書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第8条 市町村は、次の各号に掲げる変更を行おうとする場合には、変更交付申請書(様式第4号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象事業に要する経費の変更をするとき。ただし、事業費の2割未満の減の場合を除く。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止するとき。
- (3) その他、補助対象事業について重要な変更をするとき。

(実績報告)

第9条 市町村が規則第10条の規定により提出する実績報告書は、様式第5号によるものとし、提出の時期は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれかとする。

2 市町村は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを当該補助対象事業の補助対象経費から減額して提出しなければならない。

3 市町村は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の仕入れに係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した市町村については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額報告書(様式第6号)により速やかに知事に報告するとともに、これを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（様式第7号）により市町村に通知するものとする。

(補助金の支払)

第11条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後に、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、補助金の全部又は一部について、概算払いをすることができる。

2 市町村は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは請求書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

(財産処分の制限等)

第12条 事業実施者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した規則第13条第1項各号に規定する財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 事業実施者は、取得財産等について、取得財産管理台帳（様式第9号）を備え管理しなければならない。

3 市町村は、事業実施者に取得財産があるときは、第9条第1項の実績報告書に取得財産等管理明細表（様式第10号）を添付しなければならない。

4 市町村は、規則第13条第1項に規定する知事の承認を受けようとする場合には、財産処分承認申請書（様式第11号）を提出するものとする。

5 前項の承認を受けて当該取得財産を処分したことにより収入があった場合には、その収入の一部を県に納付させることができるものとする。

6 取得財産のうち、規則第13条第1項第5号の規定により知事が定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。

3 規則第13条第2項の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

(関係書類の保管)

第13条 市町村は、補助対象事業に係る帳簿及び関係書類を、補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しておかななければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象事業	工事種類	支援対象施設	補助対象事業実施に係る国庫補助金の有無	補助率	補助限度額	補助対象経費	留意事項	
漏えい防止工事	内面ライニング施工工事	支援対象施設は、平成16年9月30日における59市町村ごとに1箇所とし、以下の要件を満たすガソリンスタンド ・中山間地域に設置されているもの ・市町村が、営業継続のため必要な施設整備等について支援を行うもの、または、市町村が自ら運営するもの	有	補助対象経費に係る市町村負担額の2分の1以内	3,333千円	国庫補助対象事業に要する経費から、国庫補助額を控除したもの		
			無			補助対象事業に要する経費のうち、中山間地域の生活機能維持・確保支援（ガソリンスタンド存続のための改修費支援）補助金実施要領に定めるもの		
	電気防食システム設置工事		有		1,666千円	国庫補助対象事業に要する経費から、国庫補助額を控除したもの		
			無			補助対象事業に要する経費のうち、中山間地域の生活機能維持・確保支援（ガソリンスタンド存続のための改修費支援）補助金実施要領に定めるもの		
	精密油面計設置工事		有		1,000千円	国庫補助対象事業に要する経費から、国庫補助額を控除したもの		
			無			補助対象事業に要する経費のうち、中山間地域の生活機能維持・確保支援（ガソリンスタンド存続のための改修費支援）補助金実施要領に定めるもの		
	統計学による漏えい監視システム装置設置工事（SIR設置工事）		有		1,000千円	国庫補助対象事業に要する経費から、国庫補助額を控除したもの		
			無			補助対象事業に要する経費のうち、中山間地域の生活機能維持・確保支援（ガソリンスタンド存続のための改修費支援）補助金実施要領に定めるもの		
	配送用タンクローリーの更新		-		有	1,333千円/台		国庫補助対象事業に要する経費から、国庫補助額を控除したもの
					無			補助対象事業に要する経費のうち、中山間地域の生活機能維持・確保支援（ガソリンスタンド存続のための改修費支援）補助金実施要領に定めるもの
	計量機の更新		-		有	833千円/台		国庫補助対象事業に要する経費から、国庫補助額を控除したもの

			無			補助対象事業に要する経費のうち、中山間地域の生活機能維持・確保支援（ガソリンスタンド存続のための改修費支援） 補助金実施要領に定めるもの	
--	--	--	---	--	--	---	--

様式第 1 号（第 5 条関係）

番 号
年 月 日

島根県知事 様

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

中山間地域の生活機能維持・確保支援（ガソリンスタンド存続のための改修費支援）
補助金交付申請書

中山間地域の生活機能維持・確保支援（ガソリンスタンド存続のための改修費支援）補助金の交付を受けたいので、同補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 事業名及び工事種類

2 交付申請額 金 円

3 添付書類

- (1) 事業計画書（別紙 1）
- (2) 事業費積算表（別紙 2）
- (3) 見積書（2 者以上）
- (4) 事業実施者の定款又は規約、構成員名簿等
- (5) 事業実施主体における当該事業実施に係る交付要綱等
- (6) 歳入歳出予算書（抄本）
- (7) 実施要領に定める書類

様式第2号（第6条関係）

番 号
年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 宛て

島根県知事

中山間地域の生活機能維持・確保支援（ガソリンスタンド存続のための改修費支援）
補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった中山間地域の生活機能維持・確保支援（ガソリンスタンド存続のための改修費支援）補助金については、同補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知する。

記

1 事業名及び工事種類

2 交付決定 年 月 日付け 第 号

3 交付金額 金 円

4 交付条件

様式第3号（第7条関係）

番 号
年 月 日

島根県知事 様

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

中山間地域の生活機能維持・確保支援（ガソリンスタンド存続のための改修費支援）
補助金交付申請取下書

年 月 日付け 第 号で交付の申請を行った標記事業の実施について、その申請を取り下げたく、中山間地域の生活機能維持・確保支援（ガソリンスタンド存続のための改修費支援）補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり申請する。

記

- 1 申請を行った年月日 年 月 日
- 2 交付決定 年 月 日付け 第 号
- 3 申請を取り下げる事由

島根県知事 様

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

中山間地域の生活機能維持・確保支援（ガソリンスタンド存続のための改修費支援）
補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記事業について、中山間地域の生活機能維持・確保支援（ガソリンスタンド存続のための改修費支援）補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり変更したいので、下記のとおり変更したいので関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名及び工事種類

2 変更内容

3 変更理由

4 変更金額

既交付決定額	金	円
変更申請額	金	円
差引増減額	金	円

5 添付書類

※変更後の事業計画書等その他参考となる資料を添付すること。

島根県知事 様

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

中山間地域の生活機能維持・確保支援（ガソリンスタンド存続のための改修費支援）
補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付（変更）決定通知のあった標記事業が完了しましたので、中山間地域の生活機能維持・確保支援（ガソリンスタンド存続のための改修費支援）補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 支援対象施設名称
- 2 事業名及び工事種類
- 3 補助事業実績報告額 金 円
- 4 補助対象事業の完了日 年 月 日
- 5 添付資料
 - (1) 事業実績報告書（別紙3）
 - (2) 市町村等の補助金等確定通知書（写し）
 - (3) 市町村から事業実施者への支払い状況が分かる会計伝票の写し
 - (4) 実施要領に定める書類

島根県知事 様

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

中山間地域の生活機能維持・確保支援（ガソリンスタンド存続のための改修費支援）
補助金消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定された中山間地域の生活機能維持・
確保支援（ガソリンスタンド存続のための改修費支援）補助金の交付対象事業について、
同補助金交付要綱第9条第3項の規定により報告する。

記

- | | | |
|----------------------------------|---|---|
| 1 交付要綱第10条による額の確定額 | 金 | 円 |
| （ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額） | | |
| 2 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3の金額から2の金額を減じて得た額） | 金 | 円 |

※内訳資料その他参考となる資料を添付すること。

様式第7号（第10条関係）

番 号
年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 宛て

島根県知事

中山間地域の生活機能維持・確保支援（ガソリンスタンド存続のための改修費支援）
補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号により交付決定された中山間地域の生活機能維持・確保支援（ガソリンスタンド存続のための改修費支援）補助金については、同補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり確定したので通知する。

記

確定額 金 円

様式第8号（第11条関係）

番 号
年 月 日

島根県知事 様

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

中山間地域の生活機能維持・確保支援（ガソリンスタンド存続のための改修費支援）
補助金 精算・概算 払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったこの補助金について、下記により交付されたく請求します。

記

1 請求額 金 円

様式第9号（第12条関係）

中山間地域の生活機能維持・確保支援（ガソリンスタンド存続のための改修費支援）
補助金による取得財産等管理台帳（ 年度）

事業実施者：〇〇〇

（単位：円）

事業の内容					竣工年月 日又は取 得年月日	経費の配分					耐用年数	備考
						総事業費	負担区分					
事業名 及び 工事種類	財産名	規格	数量	施工箇所 又は保管 場所			国庫 補助金	県補助金	市町村 補助金 (県補助金を 除く)	その他		
計												

- (注) 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上のものとする。
- 2 財産名の区分は、(イ)陽極電源、(ロ)外部電源装置、(ハ)高精度油面計、(ニ)高精度油面計付帯設備、(ホ)S I R装置、(ヘ)簡易計量機、(ト)タンクローリー、(チ)計量機、(リ)備品、(ヌ)その他とする。
- 3 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。なお、単価が異なる場合は、分割して記載すること。
- 4 取得年月日は、検収日を記載する。

様式第 10 号（第 12 条関係）

中山間地域の生活機能維持・確保支援（ガソリンスタンド存続のための改修費支援）
補助金による取得財産等管理明細表（ 年度）

事業実施主体：市町村名
(単位：円)

事業の内容					竣工年月 日又は取 得年月日	経費の配分				耐用年数	備考
						総事業費	負担区分				
事業名 及び 工事種類	財産名	規格	数量	施工箇所 又は保管 場所	国庫 補助金		県補助金	市町村費 (県補助金を 除く)	その他		
計											

- (注) 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上のものとする。
- 2 財産名の区分は、(イ)陽極電源、(ロ)外部電源装置、(ハ)高精度油面計、(ニ)高精度油面計付帯設備、(ホ)S I R装置、(ヘ)簡易計量機、(ト)タンクローリー、(チ)計量機、(リ)備品、(ヌ)その他とする。
- 3 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。なお、単価が異なる場合は、分割して記載すること。
- 4 取得年月日は、検収日を記載する。

島根県知事 様

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

中山間地域の生活機能維持・確保支援（ガソリンスタンド存続のための改修費支援）
補助金財産処分承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた事業について、中山間地域の生活機能維持・確保支援（ガソリンスタンド存続のための改修費支援）補助金交付要綱第 12 条第 4 項の規定により下記のとおり財産を処分したいので、承認を申請します。

記

1 処分しようとする財産及び処分の理由

- (1) 財産の名称
- (2) 処分の方法（使用、譲渡、交換、貸付け又は担保の提供の別を記載すること。）
- (3) 金額
- (4) 取得年月日
- (5) 処分年月日
- (6) 処分の理由

2 相手方（住所、氏名、使用の目的及び条件）